①公費解体制度について

令和６年９月版
珠洲市環境建設課

令和6年能登半島地震により損壊した被災家屋等について、当該物件所有者の申請に基づき、本市が所有者に代わって、災害廃棄物として解体及び撤去する制度です。

※所有者の費用はかかりません。
（制度上、対象外の費用を除く）→②公費解体の▲条件ありを参照してください。

※中小企業基本法第2条に規定する中小企業者も対象です。

②公費解体の対象となる解体物

●対象となるもの

□ り災証明書（または被災証明書）で「**全壊**」「**大規模半壊**」「**中規模半壊**」「**半壊**」と判定された**家屋、納屋、店舗、倉庫等**とその**基礎**

▲条件あり（現地調査で判断）

□ **家屋に付属する浄化槽・便槽**など

※ 住宅と一体的に解体する場合のみ対象となります。

※ 敷地等の状況により解体・撤去できない場合もあります。

□ **ブロック塀、庭木、庭石、カーポート**など

※解体工事に支障がある場合、対象となります。

③公費解体 受付～解体までの流れ

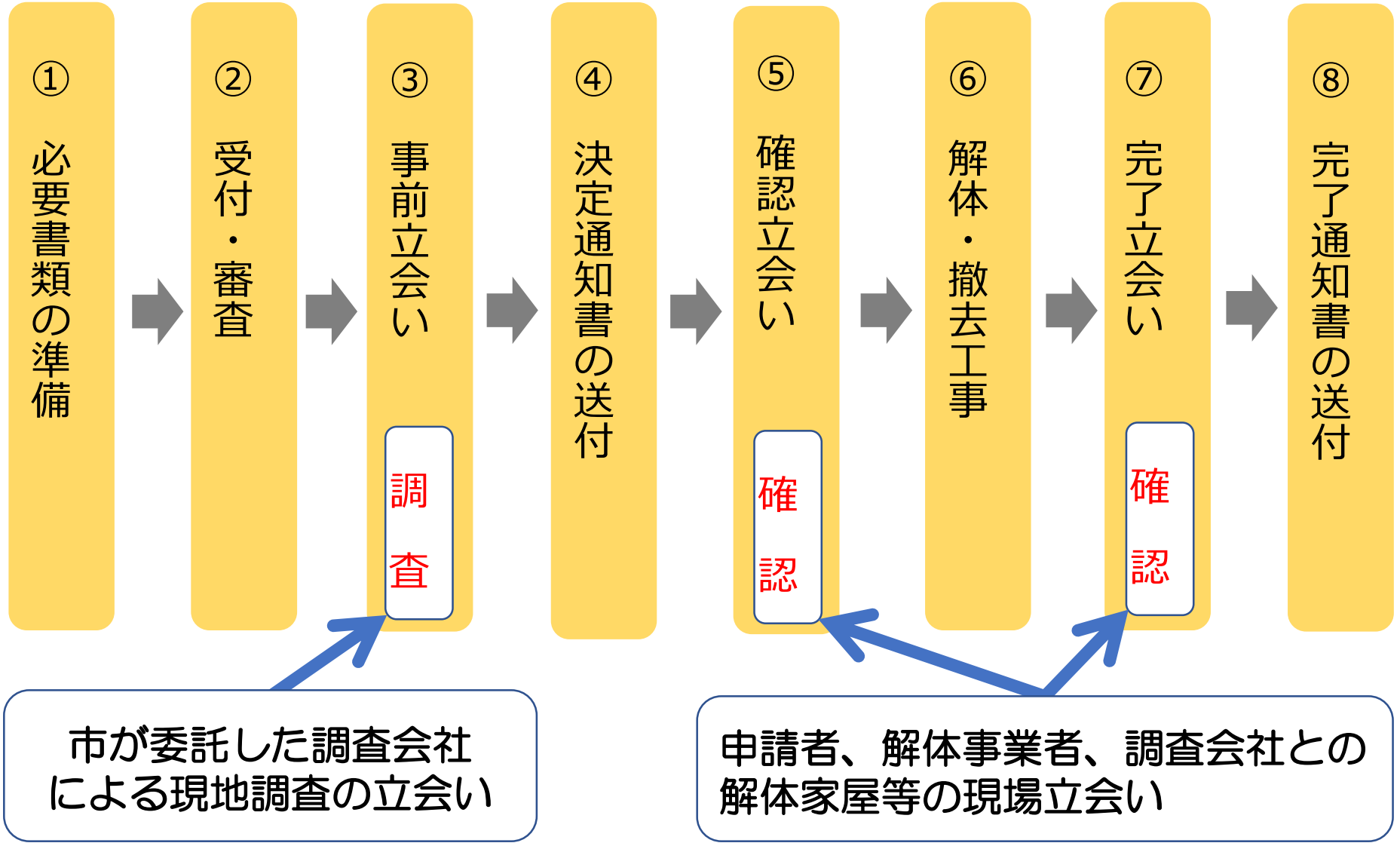

④公費解体の申請に必要な書類１

全員が必要な書類

・申請書

・り災証明書または被災証明書(「半壊」以上の判定のもの)

・本人確認できる免許証、保険証等の身分証明書
※運転免許証、マイナンバーカード等顔写真があるものは1点
※保険証、年金手帳などは2点

・建物配置図

申請書・配置図などは相談・申請会場または市HPからもダウンロードできます。

珠洲市　公費解体　検索

⑤公費解体の申請に必要な書類２

必要に応じて提出いただく書類

○代理の方が申請する場合

・委任状（所有者等の実印を押印したもの）

・印鑑登録証明書（所有者等）

○共有名義、相続権者、抵当権、賃貸物件などの場合

・同意書（それぞれの方の実印を押印した申請者以外の全員分）

・印鑑登録証明書など（全員分）

※抵当権者が団体または企業（銀行など）の場合は印鑑登録証明書は不要

○建物が隣家等に寄りかかっている、隣地に倒れている場合

・隣接建物所有者、隣接地権者の同意書